

社会福祉法人セントラル
特別養護老人光の苑

重要事項説明書

「特別養護老人ホーム光の苑」
利用契約重要事項説明書

あなたに対する地域密着型施設サービスの提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 39 号 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人セントラル
法人の所在地	岩手県花巻市東宮野目 13-95-3
法人の種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 高橋 典克
電話番号	0198-41-6131

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム光の苑
施設の所在地	岩手県花巻市東和町土沢 8 区 2 0 5 番地
管理者名	佐々木 浩美
電話番号・FAX 番号	(電話) 0198-41-8333 (FAX) 0198-41-8334

3 ご利用施設で実施する事業

事業の種類		県知事の事業者指定		利用定員
施設	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	指定年月日	指定番号	
		令和 2 年 10 月 1 日	0390500387	29 人

4 運営の方針

1. 事業者は、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いてサービスを行う。
2. 事業者は、介護者等の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
3. 事業者は、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、他介護保険施設その他の地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスに努める。
4. 事業者は、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物の概要

敷地		2330.64 m ²
建物	構造	鉄骨(枠組) 2階建
	延べ床面積	1546.39 m ²
	利用定員	29人(ユニット数3) 花10人、鳥10人、風9人

(2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数等
個室	29室
共同生活室	3箇所
トイレ	11箇所(ユニット内3箇所・他2箇所)
給食室	1室
浴室	4室(一般浴・特浴・ミスト浴)
医務室	1室
事務室	1室
静養室	1室
相談室	1室
地域交流室	1室

6 職員体制 (数字は標準的な員数)

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
医師	1				1		医師
介護支援専門員	1		1				介護支援専門員
生活相談員	1	2					社会福祉主事
看護職員	1	1					看護師
介護職員	15	15	1				介護福祉士
機能訓練指導員	1		1				看護師
管理栄養士・栄養士	1		1				栄養士
事務員		1					

7 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	職務内容
管理者	(8:30~17:30) 常勤で勤務	施設の従業者の管理、業務の状況の把握、その他の管理を行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
医師（精神科）	月2回（第1・3火曜日）勤務	利用者の健康管理、助言を行う。
生活相談員	勤務時間帯（8:30~17:30）常勤で勤務	利用者及びご家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、居宅支援事業所、協力医療機関との連携を行う。
介護支援専門員	勤務時間帯（8:30~17:30）常勤で勤務	施設サービス計画書を作成する。
介護職員	早番（7:00~16:00）日勤（8:30~17:30）遅番 夜勤（16:30~9:30）	利用者の日常生活全般にわたる生活援助、介護業務を行う。
看護職員	日勤（8:30~17:30） ※夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	利用者の保健衛生及び健康管理、看護業務を行う。
機能訓練指導員	日勤（8:30~17:30）	利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
管理栄養士・栄養士	日勤（8:30~17:30）	利用者の保険衛生並びに健康管理を行う。
事務員	日勤（8:30~17:30）	経理、設備備品の管理に係る業務を行う。

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床し食堂で食べていただけるように配慮します。また、ご希望があればそれ以外の場所で食べていただくこともできます。 （食事時間） 朝食 午前 7時00分~午前9時00分 昼食 午前 11時30分~午後1時30分 夕食 午後 5時00分~午後7時00分

排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要な時に随時交換を行います。
入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴日の月曜日～日曜日に週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。また、適切な整容が行われるよう援助します。
シーツ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ交換は定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換いたします。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（看護師）による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、月2回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 <p>（当施設の嘱託医師） 氏名：高橋 典克 診療科：精神科 診察日：第1・3火曜日 時間：11:00～12:00</p>
相談および助言	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>（相談窓口）生活相談員 菊池耕平 介護支援専門員 佐々木浩美</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 <p>（主な娯楽、クラブ活動内容） 書道・茶道・ちぎり絵・絵画・華道・詩吟・音楽・体操等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者・家族の状況によっては、代わりに行います。

9 利用者負担金

(1) 介護保険給付サービスを利用するにあたってあなたにご負担して頂く料金は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、「特別養護老人ホーム光の苑利用料金表」（以下「料金表」という。）のとおりです。

◎高額介護サービス費の制度

利用料の負担が一定の上限額を超えた部分は高額介護サービス費として、払戻し手続きがありますのでお尋ねください。

(2) 介護保険給付サービス以外に係るその他費用の内訳については、「料金表」とおりです。

◎居住に要する費用

施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担となります。

※入院期間中、居室を確保させていただく場合には、所定の居住費(負担段階に応じた補足給付は、6日間のみで、7日目以降は基準費用額の全額)をご負担いただきます。

※入院された日の翌日から6日以内(月をまたいで連続した場合、最長12日間まで)は、別紙「光の苑重要事項説明書別表の外泊時費用をいただきます。

◎食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内において負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

※食費については、1日のうちで欠食があっても、実食があれば1日単位でのご負担となります。

10 協力医療機関

協力病院

医療機関の名称	もとだて病院
院長名	高橋典克
所在地	〒025-0003 岩手県花巻市東宮野目 13-1-1
電話番号	0198-23-5131
入院設備	あり

協力歯科医療機関

医療機関の名称	多田歯科医院
院長名	多田源
所在地	岩手県花巻市東和町安俵 1 1 区 1 - 2
電話番号	0198-42-2536

医療機関の名称	オーラル総合歯科・矯正歯科
院長名	八森新二
所在地	〒025-0016 岩手県花巻市高木第 19 地割 34-7
電話番号	0198-24-0648

1 1 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「BCP及び特別養護老人ホーム光の苑防災計画」に基づき対応を行います。
平常時の訓練	・別途定める「特別養護老人ホーム光の苑防災計画」に基づき年2回、夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

1 2 サービス利用上の注意事項

(1) できるだけあなたの希望にあった施設サービス計画を作成し、これに従ってサービスを提供するようにいたしますが、施設サービス計画などに不満がある場合は、遠慮なくお申し出ください。できる限り対応いたします。

担当介護支援専門員	氏名 佐々木浩美
-----------	----------

(2) 介護保険施設においては、他にも大勢の利用者がいらっしゃいます。他の方の迷惑にならないように、次の項目について留意してください。これらの項目に再三にわたって違反する場合は、退所となることがあります。

来訪・面会	・面会時間は、原則午前8時00分~午後8時00分ですが、それ以外の時間帯でも可能です。必ずその都度、面会簿の記入をお願いします。
外出・外泊	・外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を所定用紙に記入し開始日の前日までに届け出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	・利用者が外部の医療機関に通院する場合、その介添えについてできるだけ配慮します。
居室・設備 ・器具利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	・喫煙はお断りしています。飲酒はご自由ですが他利用者の迷惑にならない程度をお願いします。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品・現金等の管理	・原則利用者の方をお願いします。担当ケアワーカーが協力いたします。但し、自らの手による金銭の管理が困難な場合は、別途定める「財産管理委託契約書」に基づきお預かりできます。
宗教・政治活動	・施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの待ち込みおよび飼育はお断りします。

(3) 退所を希望される場合は、担当の介護支援専門員又は生活相談員にご相談ください。

1 3 苦情申立窓口

利用者 相談窓口	特別養護老人ホーム光の苑 電 話 : 0198-41-8333 F A X : 0198-41-8334 時 間 : 午前8時30分~午後5時30分 責任者 : 佐々木浩美 担当者 : 菊池耕平 その他、午後5時30分以降も「特別養護老人ホーム 光の苑」で受け、「光の苑 苦情解決マニュアル」に従い、速やかに管理者に連絡し対応します。(定休日 土日祝は除く)
第三者委員	第三者委員 高橋一彦様 0198-26-2111 第三者医院 照井和代様 0198-30-2310
市役所	花巻市役所 長寿福祉課 電 話 : 0198-24-2111(内線 518 580) 時 間 : 平日 午前8時30分 ~ 午後5時15分
支所	花巻市石鳥谷総合支所 市民サービス課 0198-45-2111(内線 226) 花巻市大迫総合支所 市民サービス課 0198-48-2111(内線 272) 花巻市東和総合支所 市民サービス課 0198-42-2111(内線 242)
国民健康 保険団体 連合会	岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 電 話 : 019-604-6700 時 間 : 平日のみ 午前8時30分 ~ 午後5時

1 4 事故発生時の対応

特別養護老人ホーム光の苑「介護業務マニュアル(安全管理マニュアル)」に従って、速やかに管理責任者に報告し、対応します。

令和2年10月1日 策定

令和6年4月1日 改訂